

会 員 各 位

一般社団法人長崎県建設業協会
会 長 谷 村 隆 三
【 公 印 省 略 】

公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針の
一部変更及び要請について

かねてより、本会業務運営等につきましては格別なるご高配を賜り厚くお礼
申し上げます。

さて、公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針は、
平成26年9月30日に閣議決定により一部変更されました。

本指針は、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律に基づき、
公共工事の入札及び契約において講ずべき措置等を明らかにしたものであり、
今般、総務大臣、国土交通大臣連名により、各省各庁の長、法人を所管する大
臣、地方公共団体の長及び地方議会の議長に対し、入札契約適正化法による義
務づけ事項のうち、未実施のものについて、速やかに措置を講ずるよう要請し
た旨、別添のとおり連絡がまいっておりますのでお知らせ申し上げます。